

# 定款 一般社団法人エリアマネジメント南山

## 第1章 総則

### 【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人エリアマネジメント南山と称する。

### 【事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都稲城市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### 【目的】

第3条 当法人は、稲城市南山東部地区の魅力や価値を向上させるために、土地所有者の土地活用を支援するとともに、景観形成がイドラインによる街並み誘導や、当地区の共有財産である緑を守り育てながら、持続可能な循環型地域コミュニティを実現することを目的とする。

### 【事業】

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 保留地及び地権者の暫定利用も含む土地活用に係る企画立案及び事業化
- 二 地域の緑化推進、里山保全に係る事業
- 三 住民参加による公園づくりと維持管理・運営及びそれに係る調査研究
- 四 住民によるコミュニティ形成に係る事業
- 五 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 【公告】

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 【機関】

第6条 当法人に社員総会及び理事の他、理事会及び監事を置く。

## 第3章 会員

### 【当法人の構成員】

第7条 当法人の構成員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という)上の社員と

する。

- 一 正会員(個人)この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 活動(賛助)会員(個人) この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人
- 三 正会員(団体) この法人の目的に賛同して入会した団体
- 四 活動(賛助)会員 (団体)この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体
- 五 集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体等会員(団体) この法人の目的に賛同して入会した集合住宅の管理組合、戸建住宅居住者団体等

なお、集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体等会員は、附則に定める別表「管理組合等の世帯数による正会員選出数の規定」のとおり該当組合・団体の保有する会員数により定められた数の正会員を選出することができる。また、選出された正会員の会費については、追徴は行わない。

#### 【会員の資格の取得】

第8条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会の可否については、理事会により決定し、本人に通知するものとする。

#### 【会費】

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 【会員の資格喪失】

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 成人被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体会員の団体が解散したとき
- 四 2ヶ年以上会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総正会員の同意があったとき

#### 【退会】

第11条 会員は、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に理事長に対して予告をするものとする。

### 【除名】

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- 一 当法人の定款又は規則に違反したとき
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、理事長はその会員に対し、除名した旨通知するものとする。

### 【会員資格喪失に伴う権利及び義務】

第13条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

### 【会員名簿】

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

### 【構成】

第15条 当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

### 【種類及び開催】

第16条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### 【招集】

第17条 社員総会の招集は、理事長が行う。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

### 【議長】

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序で他の理事がこれにあたる。

### 【定足数】

第19条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができな

い。

#### 【議決の方法】

第 20 条 社員総会の議決は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

#### 【代理】

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

#### 【議決権の数】

第 22 条 正会員は各1個の議決権を有する。賛助会員は議決権を有しない。

但し、集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体会員については附則に定める別表「管理組合等の世帯数による正会員選出数の規定」のとおり、該当組合・団体の保有する会員数により定められた数の正会員を選出し、代表者がその数の議決権を行使することができる。

#### 【議事録】

第 23 条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第5章 役員等

##### 【役員を設置等】

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 1 名以上

2 理事のうち、1名を代表理事と定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち、副理事長、専務理事、常務理事各若干名を定めることができる。

##### 【選任等】

第 25 条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

#### 【理事の職務権限】

第 26 条 理事長は、当法人を代表して、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### 【監事の職務権限】

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### 【任期】

第 28 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### 【解任】

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### 【役員報酬】

第 30 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、社員総会の決議をもって定める。

### 【取引の制限】

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

### 【責任の一部免除又は限定】

第 32 条 当法人は、役員的一般社団・一般財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 6 章 理事会

### 【構成】

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 【権限】

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### 【理事会の招集権者】

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順序にもとづき該当する理事が理事会を招集する。

### 【議長】

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### 【決議】

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第 96 条の要件を満たし

たときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 【議事録】

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事から 2 名の議事録署名人を選出し、当該署名人が前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 【理事会規則】

第 39 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

### 第 7 章 計算

#### 【事業年度】

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

#### 【事業計画及び収支予算】

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

#### 【事業報告及び決算】

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下に掲げる事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下「計算書類等」という)を作成し、監事の監査を受け、その後理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号から第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告書

二 事業報告書の付属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書(正味財産増減計算書)

五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 前項の書類及び監査報告は主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第8章 基金

### 【基金の募集】

第43条 当法人は社員総会の決議により基金を引き受ける者の募集をすることができる。

### 【基金の拠出者の権利】

第44条 拠出された基金は基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

### 【基金の返還の手続き】

第45条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経た後、理事会が決定したところにより行う。

## 第9章

### 【事務局】

第46条 当法人は、その運営に当たり、事務局を設置し、有償で人員を配置することができるものとする。

第47条 事務局の人員は、代表理事が任命する。

## 第10章 定款の変更及び解散

### 【定款の変更】

第48条 この定款は、第20条第2項の社員総会の決議によって変更することができる。

### 【解散】

第49条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### 【残余財産の帰属】

第50条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 付則

### 【事業年度】

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

### 【設立時役員】

第52条 当法人の設立時役員は以下のとおりである。

設立時理事・代表理事 森 俊勇

設立時理事 笹久保 榮

設立時理事 石田 洋一

設立時理事 川島 保之

設立時理事 川島 實

設立時理事 福永 好克

設立時理事 宇野 健一

設立時理事 蕪木 勝彦

設立時監事 小川 二郎

**【設立時正会員】**

第 53 条 当法人の設立時正会員の氏名及び住所は以下のとおりである。

設立時正会員 東京都稲城市東長沼 1986 番地

森 俊勇

設立時正会員 東京都稲城市矢野口 2396 番地

笹久保 榮

設立時正会員 東京都稲城市東長沼 1702 番地の 7

石田 洋一

設立時正会員 東京都稲城市東長沼 2025 番地

川島 保之

設立時正会員 東京都稲城市東長沼 1964 番地

川島 實

設立時正会員 東京都稲城市東長沼 2102 番地の 1

福永 好克

設立時正会員 東京都多摩市和田 845 番地の 30

宇野 健一

設立時正会員 千葉県千葉市稲毛区柏台 1 番 20 棟 404 号

蕪木 勝彦

設立時正会員 東京都昭島市大神町 4 丁目 2 番 3 号

小川 二郎

**【法令の準拠】**

第 54 条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団・一般財団法人法及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人エリアマネジメント南山設立のため、この定款を作成し、  
設立時社員がこれに記名押印する。

平成 25 年 4 月 19 日

設立時社員 東京都稲城市東長沼 1986 番地 森 俊勇 印

設立時社員 東京都稲城市矢野口 2396 番地 笹久保 榮 印

設立時社員 東京都稲城市東長沼 1702 番地の 7 石田 洋一 印

設立時社員 東京都稲城市東長沼 2025 番地 川島 保之 印

設立時社員 東京都稲城市東長沼 1964 番地 川島 實 印

設立時社員 東京都稲城市東長沼 2102 番地の 1 福永 好克 印

設立時社員 東京都多摩市和田 845 番地の 30 宇野 健一 印

設立時社員 千葉県千葉市稲毛区柏台 1 番 20 棟 404 号 蕪木 勝彦 印

設立時社員 東京都昭島市大神町四丁目 2 番 3 号 小川 二郎 印

一部改正 平成 27 年 5 月 12 日

一部改正 平成 28 年 1 月 18 日

一部改正 令和元年 6 月 22 日

# 一般社団法人 エリアマネジメント南山

## 会費規則

### 【会費の金額】

第1条 一般社団法人エリアマネジメント南山(以下「本会」という。)の会費は、下記の通りとする。

正会員(個人) 10,000円 / 年

正会員(団体) 10,000円 / 年

活動(賛助)会員(個人) 3,000円 / 年

活動(賛助)会員(団体) 5,000円 / 年

集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体等会員(団体) 一住戸につき 3,000円 / 年

### 【納付の方法】

第2条 会員は、会費を現金またはエリアマネジメント南山の会計口座への振込みによって、年度毎に納付する。

2 但し、集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体等会員については、管理組合等を通じて、月毎の納付とする。

### 【納付開始と初回の会費納付の特例】

第3条 第3条 本会に入会した会員は、入会した日の属する月の翌月より会費を発生する。

2 年度の開始から6ヶ月を超えて入会した正会員及び活動(賛助)会員は、入会年度に限り、年会費の半額に免除する。

3 集合住宅管理組合・戸建住宅居住者団体等会員の住戸のうち、正会員を希望する世帯は、年会費7,000円を追加で支払い、正会員となることができるものとする。

### 【会員資格を失った場合】

第4条 会員資格を失った場合は、会費納付義務を免れる。

2 前項の場合、本会はずでに納付を受けた会費を返還しない。

### 【規則の改正】

第5条 この規則は、総会の議決によって改正することができる。

## 附 則

1 本規則は、設立総会をもって会則が制定されると同時に施行を開始する。

一部変更 平成 27 年 5 月 12 日

一部変更 平成 28 年 1 月 18 日

一部変更 令和元年 6 月 22 日

## 附則

### 管理組合等の世帯数による正会員選出数の規定

30世帯を一単位とした場合	選出する正会員数 (保有する議決権数)	
30世帯以下	0	正会員になりたい方がいる場合は、個人で正会員になって頂く
31～60世帯	1	
61～90世帯	2	
91～120世帯	3	
121～150世帯	4	
151～180世帯	5	
181～210世帯	6	
211～240世帯	7	
241～270世帯	8	
271～300世帯	9	
301～330世帯	10	
331～360世帯	11	
361～390世帯	12	
391～420世帯	13	

※ 個人で正会員となった場合は、全体の世帯数から、個人正会員の数を引いた数を対象世帯数として議決権数を決定する。